

「居宅介護サービス」重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	3
5. 職員体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. サービス実施の記録について	7
9. 事故及び損害賠償と災害発生時の対応について	7
10. サービス利用をやめる場合	8
11. 苦情等の受付について	9
<重要事項説明書付属文書>	11

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
(事業所名) 石巻市社協ホームヘルパーセンター
当事業所は指定を受けています。
(事業所指定番号 第0410200174号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
所在地	宮城県石巻市穀町15番2号
電話番号	0225-96-5290
代表者氏名	会長 林 久 善
設立年月日	平成17年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護 事業所指定番号 第0410200174号		
事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な管理運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正なサービス提供を確保することを目的とする。		
事業所の名称	石巻市社協ホームヘルパーセンター		
事業所の所在地	宮城県石巻市開成1番26		
電話番号	0225-23-4151		
事業所の運営方針について	<p>1. 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2. 事業に当たっては、利用者の必要なサービス提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3. 事業に当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p> <p>4. 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の居宅介護の人員、設備、運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>		
開設年月日	平成18年10月1日		
事業所が行なっている他の業務	訪問介護 事業所指定番号 第0470201187号 訪問介護相当サービス 事業所指定番号 第0470201187号		
第三者による評価の実施状況	あり	第三者による評価の実施状況	あり
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

3. 事業実施地域

石巻市とする。

4. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12月29日から1月3日を除く）
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前6時～翌午前6時

5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービス（以下「サービス」という。）を提供するため、指定基準を遵守し職員を配置しています。主な職員の配置状況は別紙1のとおりです。

なお、職員配置に変更が生じた場合については、新たに提示させていただきます。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

居宅介護

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行いません。
- ※ 医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。別紙1に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- 1人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のホームヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際に、その旨をお申し出ください。

<償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて、お住まいの市町村に申請すると、介護給付費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

事業所の実施地域を越える地点から、1kmにつき 37円

- ② 「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

- ③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて5区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。その負担上限額は別紙1のとおりです。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）、及び（3）の①並びに③の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金集金
イ. 下記指定口座への振り込み 七十七銀行 石巻支店 普通9212817 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長 林 久 善
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：七十七銀行、ゆうちょ銀行、石巻信用金庫

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日の17時までに、事業者申し出て下さい。

- ② 利用予定日の前日の17時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日の17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日の17時までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。但し、実際のサービス提供

にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名するとはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で、居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

(6)虐待防止のための措置に関する事項について

- 当事業所では、利用者等に対し、次の虐待行為は行いません。
- ① 身体的虐待（暴行的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為）
 - ② 心理的虐待（脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること）
 - ③ 性的虐待（本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態での性的な行為又はその強要）
 - ④ 経済的虐待（本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること）
- 2 事業所は、利用者の家族等の養護者が前1項に掲げる虐待行為や介護・世話の放棄・放任（意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や世話をを行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や利用者自体の身体・精神状態を悪化させていること）を発見し、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合、利用者の居住する市町村へ通報します。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

当事業所では、関係法令（及び石巻市社会福祉協議会個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 事故及び損害賠償と災害発生時の対応について（契約書第9条参照）

- (1) ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。
- (3) 災害等により、サービスの提供中に避難指示があった場合はサービスを中断し指示に従います。

(4) ご契約者の居住区域や事業所所在地域において、サービスを提供できない何等かの災害が発生した場合、ご連絡の手段が確保されていない状況下では急遽サービスの提供を取りやめる場合があります。その場合は、ご連絡の手段が確保できた時点で以降のサービスの提供についてご相談させていただきます。

(5) 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

引受幹事保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保 険 名 総合賠償責任保険「社協の保険」

補 償 の 概 要 支払限度額：対人1億円・対物1億円

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の介護給付費支給認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の10日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第10条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 当事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第11条、第12条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに、解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① ご契約者が入院された場合
- ② ご契約者に係る居宅介護計画が変更された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第13条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第10条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 1. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 苦情の受付

別紙1のとおりです。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

石巻市役所 障害福祉課 (石巻市社会福祉事務所)	所在地	石巻市穀町14番1号
	電話番号	0225-95-1111 (代表)
	受付時間	毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に 関する運営適正化委員会	所在地	宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番4号
	電話番号	022-716-9674
	受付時間	毎週月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

石巻市社協ホームヘルパーセンター

説明者職名 サービス提供責任者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印
(署名代行者)	住 所	
	氏 名	印
利用者家族代表	住 所	
	氏 名	印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業者が講ずる措置について

当事業所では、事業所の運営規程に基づき、契約者に対して次の措置を講じます。

- ①事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ・前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ②事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ③事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ・事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。